

証券コード 7746

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株 主 各 位

千葉県柏市十余二380番地

岡本硝子株式会社

代表取締役会長 岡本 毅

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第77回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ogc-jp.com/irinfor/meeting/>

また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「岡本硝子」又は「コード」に当社証券コード「7746」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、「電磁的方法(インターネット等)」又は「書面(郵送)」によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月23日(金曜日)午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月24日（土曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県柏市柏の葉5-4-6
東葛テクノプラザ1階多目的ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。
- ◎ 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使と取り扱わせていただきます。
- ◎ 電磁的方法（インターネット等）によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎ ご送付している書面の頁番号、項番の記載は電子提供措置と同一となっておりますので、ご了承ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

- ◎ 柏駅から会場までの往復には、当社専用バスをご用意いたしますので、ご利用ください。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、会場等、本件定時総会の運営に変更が生じる場合には、以下の当社ウェブサイトに掲載しますので、ご出席の際にはご確認ください。

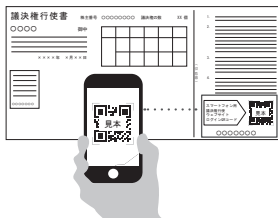
<https://ogc-jp.com/irinfo/meeting/>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

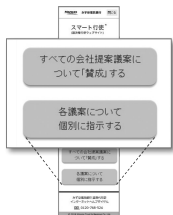
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

第77期事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢に起因する資源価格の上昇と主要国での中央銀行の金融引き締めによる金利上昇、一部で未だ続く半導体不足などの影響により景気回復のペースは鈍りました。米国の景気は住宅着工の減少など一部に弱さがみられるようになりました。ヨーロッパ地域では、景気は持ち直しに足踏みがみられます。中国では、ゼロコロナ政策に基づく行動制限を2022年12月以降に緩和したことにより消費が持ち直しをみせています。日本経済は、個人消費の増加などにより景気は緩やかに持ち直しています。

当連結会計年度において、プロジェクター需要は、教育用を中心に堅調であり、当社グループのフライアイレンズの販売は増加しました。当連結会計年度での反射鏡の販売は、2022年3月期において国際物流の混乱を背景としたプロジェクターメーカーの部品調達前倒しがあったことの反動及びプロジェクターの固体光源化の影響で減少しました。

政策保有株式の一部について公開買付けに応募したことにより投資有価証券売却益を39百万円計上いたしました。

当連結会計年度及び今後の業績動向等を勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を計上いたしました。これにより、当連結会計年度の法人税等調整額(△は利益)は△56百万円となりました。

また、この結果、当期の連結業績は、売上高4,886百万円(前期比3.6%減)、経常利益146百万円(前期比8.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益214百万円(前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は87百万円)となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

光学事業は、プロジェクター用反射鏡、フライアイレンズ、デジタルシネマ用映写機の反射鏡などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は2,275百万円と前期と比べ25百万円(1.1%)の減収となり、セグメント利益(営業利益)は381百万円と前期と比べ1百万円(0.4%)の減益となりました。

プロジェクター用反射鏡は、販売数量が前期比で26.3%減少し、売上高は23.7%減少いたしました。フライアイレンズは、販売数量が前期比で28.7%増加し、売上高は24.6%増加いたしました。

照明事業は、自動車ヘッドライト・フォグライト用カバーガラス、一般照明用ガラス製品などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は724百万円と前期と比べ97百万円(11.9%)の減収となり、セグメント利益(営業利益)は38百万円と前期と比べ0.9%の増益となりました。タッチパネルのカバーガラス及び舞台照明関係の売上高が減少いたしました。

機能性薄膜・ガラス事業は、ガラス容器への加飾蒸着、高耐久性銀ミラー(Hi-Silver®)、フリット(ガラス粉末)などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は1,256百万円と前期と比べ62百万円(5.3%)の増収となり、セグメント利益(営業利益)は74百万円と前期と比べ144百万円(65.9%)の減益となりました。ガラス容器への加飾蒸着及びフリットの売上高が増加いたしました。が、原材料費の高騰などにより減益となりました。

上記以外の事業としてデンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラスなどの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は630百万円と前期と比べ122百万円(16.2%)の減収となり、セグメント利益(営業利益)は109百万円と前期と比べ15百万円(16.4%)の増益となりました。洗濯機用ドアガラスの売上高が減少いたしました。

(2) 対処すべき課題

《経営環境に関する課題》

当社グループの主力事業の一つであるプロジェクター用反射鏡が、プロジェクターの固体光源化、フラットパネルディスプレイの価格低下によるプロジェクター需要の頭打ちの影響を受ける中で、プロジェクター市場の変化に対応した製品の開発及び生産・供給計画の編成等並びに並立する事業の柱として次世代自動車向け部品、5G通信インフラ機器向け部品等の新規領域を立ち上げていくため、以下の課題に取り組むことを経営方針としています。

ア プロジェクター、自動車ヘッドランプの固体光源化への対応

プロジェクター、自動車ヘッドランプなどの固体光源化により、光学部品に

において「耐熱性」、「耐候性」、「耐光性」、「長寿命」等が課題となり、樹脂からガラスへの回帰が進むと予想しております。ヘッドランプ向けの複雑形状のガラスへのニーズ、プロジェクター向けの高精度な内部レンズへのニーズなどを取り込み、開発、生産、販売の体制を構築していきます。加えて、高耐久性銀ミラー「Hi-Silver®」、蛍光体とガラスフリットで基盤を作るPiG(Phosphor in Glass)などの開発・生産・販売を強化してまいります。

イ プロジェクター市場の変化に対応した生産・供給計画及び生産工程の構築

数年ごとの冷修(大規模改修)による設備投資額が大きくなる電気溶融炉について、設備稼働率を維持できるような生産、供給計画を立てるとともに、将来的には、変動する需要、小ロット生産でも効率的生産を可能とする生産方式の開発、構築を目指します。

ウ スリムで効率的な事業体制の構築による固定費の削減

プロジェクター向けの当社製品の販売が横ばいあるいは減少傾向となる中で、これらの事業単独で引き続き収益が確保できるように、グループ企業を含む陣容及び生産体制の構築に引き続き取り組みます。岡本硝子株式会社本社及びその他の拠点の機能分担の見直し、ITシステムによる業務合理化を進めていきます。

エ 次世代自動車向け車載部品の事業化の推進

自動車の自動運転、ADAS(先進運転支援システム)、LiDAR(Light Detection and Ranging)などの成長分野に向けて、フィルター、カバーガラスなどの開発・生産・販売を強化してまいります。

オ デジタルトランスフォーメーションに向けた商品展開

5G通信部品用ガラスフリットなど加速するデジタルトランスフォーメーションに対応した製品展開を進めます。

カ ソリューションビジネスの拡大、標準化を生かした事業展開

当社グループの品質保証体制と海外拠点のネットワークを生かしたガラス及び光学のソリューションビジネスを拡大していきます。また、2021年7月に深海探査機「江戸っ子1号」を使用した環境調査手法が国際標準規格(ISO23731)となりましたが、引き続き、標準化を活かした事業展開を進めます。

(3) 設備投資等及び資金調達等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資総額は301百万円であり、その主なものは、本社工場（千葉県柏市）におけるフライアイレンズ生産用ガラス溶融炉のフィーダー更新であります。

設備の新設資金は、自己資金等により賄いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第74期 2020年3月期	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	第77期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高	5,488,887千円	4,409,262千円	5,069,000千円	4,886,741千円
経 常 利 益 又は経常損失(△)	△186,918千円	△684,955千円	159,759千円	146,186千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△)	△190,252千円	△858,101千円	△87,770千円	214,984千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△8.21円	△36.89円	△3.77円	9.23円
総 資 産	7,482,228千円	8,032,799千円	7,666,803千円	7,590,763千円
純 資 産	2,095,171千円	1,289,693千円	1,286,821千円	1,533,807千円
1株当たり純資産	90.33円	55.36円	55.26円	65.89円

(ご参考) 当社単体の財産及び損益の状況

項 目 \ 期 別	第74期 2020年3月期	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	第77期(当期) 2023年3月期
売 上 高	5,431,506千円	4,142,414千円	4,761,697千円	4,581,739千円
経 常 利 益 又は経常損失(△)	△73,812千円	△759,281千円	134,136千円	158,309千円
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	△232,624千円	△798,482千円	133,715千円	247,823千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△10.04円	△34.33円	5.74円	10.65円
総 資 産	6,773,991千円	7,154,785千円	7,081,638千円	7,053,520千円
純 資 産	2,126,890千円	1,365,765千円	1,503,152千円	1,747,046千円
1株当たり純資産	91.70円	58.62円	64.55円	75.06円

(5) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
岡本光学科技股份有限公司	42,000千台湾ドル	100.00%	硝子製品販売
新潟岡本硝子株式会社	10,000千円	100.00%	硝子製品製造
蘇州岡本貿易有限公司	1,650千中国元	100.00%	硝子製品販売
二光光学株式会社	10,000千円	100.00%	薄膜製品製造
JAPAN 3D DEVICES 株式会社	100,000千円	99.97%	硝子製品製造

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載した5社であり、持分法適用会社はありません。

(6) 主要な事業セグメント

当社グループは特殊ガラス製品及び薄膜製品の製造販売を主体としており、プロジェクター用反射鏡、フライアイレンズ、デジタルシネマ用映写機の反射鏡などの製造販売を行う光学事業、自動車ヘッドライト・フォグライト用カバーガラス、一般照明用ガラス製品などの製造販売を行う照明事業、ガラス容器への加飾蒸着、高耐久性銀ミラー(Hi-Silver®)、フリット(ガラス粉末)などの製造販売を行う機能性薄膜・ガラス事業等が主要なセグメントとなっております。

(7) 主要な営業所及び工場

当社本社及び工場 千葉県柏市

国内営業拠点 大阪支社（大阪府吹田市）

海外営業拠点 岡本光学科技股份有限公司（台湾）、蘇州岡本貿易有限公司（中国）

国内生産拠点 高田工場（千葉県柏市）、新潟岡本硝子株式会社（新潟県柏崎市）、二光光学株式会社（神奈川県相模原市）、JAPAN 3D DEVICES株式会社（新潟県柏崎市）

(8) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
238名	15名減

(注) 従業員には、臨時従業員23名及び嘱託社員9名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
東京東信用金庫	1,071,846千円
(株)日本政策金融公庫	913,926千円
(株)みずほ銀行	716,500千円
(株)商工組合中央金庫	609,412千円
(株)三井住友銀行	565,333千円
(株)三菱UFJ銀行	300,000千円
(株)第四北越銀行	236,740千円
(株)千葉銀行	186,360千円
柏崎信用金庫	165,942千円
(株)きらぼし銀行	63,660千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 23,275,674株（自己株式29,869株を除く。）
(2) 株主数 8,979名（前期比 257名減少）
(3) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
岡本興産有限公司	4,416,880株	18.98%
有限会社オー・ジー・シー	1,066,400株	4.58%
岡本毅	777,575株	3.34%
株式会社SBI証券	369,517株	1.59%
小松秀輝	345,000株	1.48%
楽天証券株式会社	306,700株	1.32%
岡本峻	263,972株	1.13%
窪寺敏幸	259,400株	1.11%
JPモルガン証券株式会社	229,700株	0.99%
岡本硝子社員持株会	222,152株	0.95%

(注) 持株比率は、自己株式（29,869株）を控除して計算しております。

- (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において、会社役員が保有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	岡 本 毅	
取締役社長兼COO	堀 義 弘	蘇州岡本貿易有限公司 董事長 岡本光学科技股份有限公司 董事長
常務取締役	西 垣 慎 吾	大阪支社長
取締役 CTO	楠 田 幸 久	ガラス事業本部長 二光光学株式会社代表取締役社長
取締役	出 口 雅 晴	経営企画本部長
取締役	中 井 日出海	日の出特許&技術コンサルティング事務所代表
取締役	結 城 修	パナソニックコネクト株式会社執行役員常務
常勤監査役	岩 本 孝 宏	
監 査 役	野 本 昌 城	野本法律会計事務所代表、 医療法人社団博栄会理事、 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社 外監査役
監 査 役	北 見 紀 男	経営戦略研究所参与

- (注) 1. 取締役中井日出海及び結城修の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役野本昌城及び北見紀男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役中井日出海、監査役野本昌城及び監査役北見紀男の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 医療法人社団博栄会、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド、経営戦略研究所と当社との間には特別な関係はありません。
5. 常勤監査役の岩本孝宏氏は、30年以上にわたり金融機関に在籍し、当社入社後は取締役CFO財務経理本部長として経理を含む財務を統括しており、財務及び経理に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2022年6月25日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役の佐々木卓氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を以下のとおり定めております。

ア 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブが機能するよう株主利益との連動が勘案された報酬体系とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成する。個々の取締役の報酬の決定

に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

イ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、2001年6月29日開催の定時株主総会において決定された報酬限度額の枠内で、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、中期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、上記の報酬枠とは別枠で、2019年6月29日開催の定時株主総会において決定された報酬枠内で支給するものとし、本制度に基づき支給された金銭債権を対価として当社普通株式の発行又は処分を受ける。

職務執行開始の日から1か月を経過する日までに支給を決定し、支給決定の日から1か月以内に支給するものとする。

株式報酬の支給額は、役位、職責、人材の確保などを考慮し決定される。中期的な企業価値向上の見地から譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年間を基本とする。

エ 金銭報酬の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別の株式報酬は金銭報酬の0%から150%までとする。

オ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役に譲渡制限株式の取得のため支給される金銭債権の額の決定である。

取締役社長は、取締役への個別支給額につき、当該取締役の職務の内容、当社の収益及び当社の使用人に対する給与の支給の状況、当社と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし相当であるかを検証し、取締役会に報告するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2001年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人給与分は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。監査役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

上記とは別枠で、2019年6月29日定時株主総会決議において取締役への株式報酬の額を年額20,000千円以内(うち、社外取締役分は4,000千円以内)、株

式数の上限を年160,000株以内(うち、社外取締役分は32,000株以内)、監査役への株式報酬の額を年額5,000千円以内(うち、社外監査役分は2,500千円以内)、株式数の上限を年40,000株以内(うち、社外監査役分は20,000株以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)、監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の具体的内容は取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長兼CEO岡本毅が決定いたしました。

取締役会が委任した権限の内容は、決定方針 オ のとおりであり、当該委任をした理由は、報酬限度額の制約の中で、これからも機動的に取締役候補者探索を行うためです。

取締役会は、決定方針 オ にしたがって検証等の措置を講じており、当該手続きを経て、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,550 (7,200)	62,550 (7,200)	— (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,490 (6,000)	15,490 (6,000)	— (—)	4 (2)

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 中井 日出海

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
日の出特許&技術コンサルティング事務所代表であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会の9割以上に出席し、硝子製造業に関する知識、豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
経営組織、技術動向への対応について積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。

② 取締役 結城 修

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

パナソニックコネクト株式会社の執行役員常務であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会の9割以上に出席し、会社経営に関する知識、豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

経営組織、利益管理手法について積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。

③ 監査役 野本 昌城

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
野本法律会計事務所代表であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会の9割以上に出席し、弁護士の見地から議案審議につき必要な発言を行っております。

監査役会の9割以上に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 監査役 北見 紀男

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
経営戦略研究所参与であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会すべてに出席し、経営コンサルタントの見地から議案審議につき必要な発言を行っております。

監査役会すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は中井日出海及び結城修の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

当社は各監査役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あかり監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注1）

32,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,000千円

（注1）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計値を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社子会社の岡本光学科技股份有限公司は安永聯合會計師事務所（EY台湾）による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社は、法令を遵守し企業倫理を確立することの重要性を認識するとともに、継続的な企業成長を実現し長期的に株主価値を高めることを、経営上の最重要課題と位置づけます。そのために、株主、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を築き、経営の健全性、効率性、透明性を高め、意思決定の迅速化を図るために、コーポレート・ガバナンスを充実させていく所存であります。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

リスク対応委員会を設置し、内部統制システム全般の構築及び推進を行います。

コンプライアンス委員会を設置し、内部通報制度の整備及び運営、コンプライアンス違反並びにその疑いがある場合の調査、是正措置の勧告、「岡本硝子グループ倫理規範」の整備を行います。

法令及び定款への適合（コンプライアンス）については、法務・知財部が主管し、役職員教育等を行うこととしております。

また、社外監査役により取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制を機能させます。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程に従って保存及び管理を行います。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク対応委員会は、全社における損失の危機（リスク）について分析・検討し、その防止策を提言することとしております。

内部監査部による内部監査により内部統制システムの検証を行うとともに、リスクの早期発見に努めます。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督するために、定例として月1回開催し、臨時として重要案件が発生する都度開催することとしております。

代表取締役会長は取締役会の議長であり、取締役会を統轄するとともに、取

締役会の決議をもとに当社業務の全般を執行し執行役員を統轄管理いたします。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社運営規程を定め、子会社が当社に報告すべき事項を定めま
す。子会社の取締役等は、文書によって又は当社グループの会議において当
該事項を報告いたします。

イ 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク対応委員会は、重要な子会社の者を委員に加え、当社グルー
プ全体の損失の危機（リスク）について分析・検討し、その防止策を提言い
たします。

ウ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための
体制

当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権
限、意思決定等の方法を定め、その体制を構築するようにいたします。

エ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること
を確保するための体制

当社グループとしての企業理念・行動指針・倫理規範を制定し、当社グル
ープとして尊重すべき価値観を共有いたします。

オ その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社からグループ会社へ取締役又は監査役を派遣し、当社と同水準の管理
体制を維持することとしております。また、監査役及び内部監査部は、グル
ープ会社を含めた監査を行います。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該
使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置く
ことを求めた場合には、監査役と協議の上、適正に人員を配置いたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の業務は監査役の指揮・命令にて行われるものとし、その人事異
動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮・命令に従う旨を当社の取締役及
び使用人に周知徹底いたします。

⑩ 監査役への報告に関する体制

ア 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は監査役に次に定める事項を報告することとしています。

「1）毎月の経営状況として重要な事項、2）会社に著しい損害を及ぼすおそ

れのある事項、3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、4) 重大な法令・定款違反、5) その他コンプライアンス上重要な事項」

使用人は前記2) ないし5) に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとします。

監査役は、取締役会他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとります。

イ 子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人等が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事実を発見した場合は、当社の監査役に直接報告できるものとします。

⑪ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人等に周知徹底いたします。

⑫ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求を行ったときは、当該費用が監査役の仕事の執行に必要なでないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用を処理するものといたします。

⑬ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役の仕事執行の状況を監督するとともに、内部監査部及び会計士と連携し、各部門の仕事執行の状況も監査しております。また、代表取締役会長と監査役は定期的に懇談し、監査役制度の充実強化を図っております。また、監査役は会計監査人との意見・情報の交換を行うことにより、効果的効率的な監査を実施することに努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の仕事執行の適法性を確保し、取締役の仕事執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が15回出席いたしました。その他、監査役会は12回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当

社代表取締役会長及び他の取締役、内部監査部、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

- ③ 内部監査部は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。
- ④ リスク対応委員会による定例会議を7回開催いたしました。主な議題は全社及び事業部門のリスクとその対応及び財務報告に係る内部統制状況の報告です。

(3) 会社の支配に関する基本方針

イ 基本方針の内容の概要

21世紀は地球環境問題が大きく取り上げられる世紀と認識しております。当社は環境に優しい特性を持つガラスにより、地球環境を汚すこと無く、社会への貢献、事業の拡大発展を図る所存であります。古くて新しいガラスについて、既成概念にとらわれず、大企業では難しい、小回りの良さを生かした市場創造を目指します。会社は社員一人ひとりのことを考え、社員は常に何事にもチャレンジしていく活気あふれる会社を理想とします。

また、当社が持続的な成長を実現していくためには、従来型の発想・取組みに拘泥することなく、技術革新を核とした新たな需要、市場創造等に積極的に挑戦していく姿勢が必要と考えます。

さらに、当社が株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えております。

一方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。過去に行われた上場企業に対して対象会社の取締役会の事前の同意を得ることなく、対象会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為等に鑑みますと、十分な時間と情報が与えられない形で、大量買付者による買付がなされる事態も拡大してくるものと考えられます。

このようなリスクの高まりを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大量買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に取り組み、大量買付行為の提案是非を判断するためには、当社に対する大量買付行為の提案がなされていない現時点においてあらかじめ、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要不可欠であると判断しました。

ロ 会社の支配に関する基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図り、ICTの急速な進歩・応用拡大、世界的な環境、健康への取組みをはじめとする世の中の変化に対応するために、当社グループは、2023年度から2025年度までの中期経営計画(以下「GROWTH25」といいます。)を策定しております。ここで定めた基本方針の概要は以下のとおりです。

- ・GROWTH25で事業ポートフォリオの革新を断行し、当社のDNAである機動力、技術力及びコスト競争力を「再進化」させ、次期中期計画(2026年度から2028年度、以下「GROWTH28」といいます。)の「再成長」フェーズに繋げる。GROWTH28では、当社連結グループでの売上高営業利益率10%を目指す。
- ・将来に渡り拡大が見込める成長分野並びに事業に成長投資を集中し、当社の成長並びにレジリエンス強化を実現する。
- ・コアコンピタンスの3技術(硝材開発技術、精密成型技術、薄膜蒸着技術)を再進化させ、成長ターゲット分野(モビリティ、ヘルスケア、環境)に事業拡大する。

GROWTH25での主な製品別取組みは以下のとおりです。

【フライアイレンズ】

- ・固体光源化等に対応した要求仕様変化に対し、技術再進化により確実に対応
- ・精密成型技術の再進化

【車載】

- ・再進化させた精密成型技術、薄膜蒸着技術(Hi-Silver®他)により車載部品要求仕様を満足させる

【フリット】

- ・LTCC 低誘電率・低誘電損失の実現によりチップ部品、5Gアンテナ向けの需要を拡大させる

【機能性薄膜】

- ・機能性薄膜「Hi-Silver®」とガラス封止蛍光体「PiG」の複合化商品を展開する

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2007年5月31日開催の当社取締役会及び2007年6月27日開催の当社第61回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的として事前警告型買収防衛策を導入し、また、2008年6月28日開催の当社第62回定時株主総会においてその内容を一部修正し、その後も更新して本株主総会の終結時までこれを継続しております（以下これを「本プラン」といいます。）。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては当社ホームページ掲載のニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（2022年5月27日）本文をご参照ください（参照URL <https://ogc-jp.com/>）。

＜本プランの概要＞

本プランでは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対して事前に大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が大量買付行為についての評価・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の意見や代替案を提示する、あるいは大量買付者との交渉等を行っていくための手続（以下「買付ルール」といいます。）を定めています。

大量買付者が、これらの買付ルールに従わない場合及び買付ルールに従った大量買付行為であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合は、当社取締役会は、大量買付者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権を、その時点でのすべての株主に対し、無償で割り当てます。

なお、当社取締役会は、この新株予約権無償割当ての決議に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会にその是非を諮問し、その勧告を最大限尊重いたします。特別委員会の委員は、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等から選任されるものとします。

本プランの有効期間は、本株主総会の終結時までとなっております。なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

また、当社取締役会は、本株主総会でご承認いただくことを条件として、本プランの有効期間満了後、本プランを更に1年間継続することを決議いたしました。これにつきましては、「株主総会参考書類」に記載の第3号議案をご参照ください。

ハ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

前記ロ①に記載した中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継

続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、前記ロ②に記載した本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会の承認を得て導入されたものであること、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置の発動に先立ち必ず特別委員会に諮問することになっていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,818,378	流動負債	2,220,753
現金及び預金	1,538,944	支払手形及び買掛金	337,588
受取手形及び売掛金	1,047,619	短期借入金	820,000
商品及び製品	303,294	1年内返済予定長期借入金	683,989
仕掛品	592,193	リース債務	65,989
原材料及び貯蔵品	160,564	未払金	177,427
その他	175,762	未払法人税等	27,667
固定資産	3,772,384	賞与引当金	34,655
有形固定資産	3,502,737	設備関係支払手形	6,898
建物及び構築物	1,232,306	その他	66,537
機械装置及び運搬具	849,012	固定負債	3,836,202
工具器具備品	29,252	長期借入金	3,397,926
土地	764,514	リース債務	84,362
リース資産	123,830	繰延税金負債	40,507
建設仮勘定	503,820	退職給付に係る負債	235,517
無形固定資産	48,687	資産除去債務	75,696
投資その他の資産	220,959	その他	2,192
投資有価証券	30,529	負債合計	6,056,956
繰延税金資産	47,122	(純資産の部)	
その他	143,306	株主資本	1,457,680
資産合計	7,590,763	資本金	2,495,740
		資本剰余金	734,225
		利益剰余金	△1,771,855
		自己株式	△429
		その他の包括利益累計額	76,067
		その他有価証券評価差額金	2,173
		為替換算調整勘定	60,636
		退職給付に係る調整累計額	13,257
		非支配株主持分	58
		純資産合計	1,533,807
		負債・純資産合計	7,590,763

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,886,741
売 上 原 価	3,402,449
売 上 総 利 益	1,484,292
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,351,155
営 業 利 益	133,136
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,236
受 取 配 当 金	2,670
為 替 差 益	36,553
助 成 金 収 入	27,461
そ の 他	21,286
	89,208
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	58,568
そ の 他	17,589
	76,158
経 常 利 益	146,186
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	7
投 資 有 価 証 券 売 却 益	39,301
国 庫 補 助 金 受 贈 益	11,191
	50,500
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,037
固 定 資 産 圧 縮 損	7,435
	8,473
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	188,213
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	29,810
法 人 税 等 調 整 額	△56,571
	△26,761
当 期 純 利 益	214,975
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	8
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	214,984

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,495,740	734,225	△1,986,839	△429	1,242,696
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			214,984		214,984
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				0	0
当 期 変 動 額 合 計	-	-	214,984	0	214,984
当 期 末 残 高	2,495,740	734,225	△1,771,855	△429	1,457,680

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,102	56,203	△18,248	44,057	67	1,286,821
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純利益						214,984
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△3,929	4,433	31,506	32,010	△8	32,001
当 期 変 動 額 合 計	△3,929	4,433	31,506	32,010	△8	246,985
当 期 末 残 高	2,173	60,636	13,257	76,067	58	1,533,807

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社	(国内) 新潟岡本硝子株式会社 二光光学株式会社 JAPAN 3D DEVICES株式会社
		(海外) 岡本光学科技股份有限公司 蘇州岡本貿易有限公司

(2) 会計方針等に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの …… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 当社及び国内連結子会社
(リース資産を除く) 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～35年

機械装置及び運搬具 3年～9年

在外連結子会社

定額法

無形固定資産 …… 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
を採用しております。

④重要な繰延資産の処理方法

株式交付費 …………… 支出時に全額費用処理しております。

⑤引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については
貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個
別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してしま
います。

賞与引当金 …………… 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会
計年度負担額を計上しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させ
る方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）によ
る定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の
一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費
用処理することとしております。

⑦収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に、プロジェクター用反射鏡・フライアイレンズ、自動車用ヘッドレ
ンズ・フォグレンズ、ガラス容器への加飾蒸着・高耐久性銀ミラー、フリット（ガラス粉
末）、医療向けガラス製品・洗濯機用ドアガラスなどの製造販売を行っております。当社グ
ループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製
品を引き渡した時点において支配が顧客へ移転して履行義務が充足されると判断し、当時点
において収益を認識しております。

なお、一部の国内向け販売において「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号
2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）の適用指針第98項の要件を満たすも
のについては出荷時点において収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件に基づき概ね1
年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。顧客との契約において約束さ
れた対価から、値引き、リベートを控除した金額で測定しております。また、顧客への商品
の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る
額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で測定しております。

また、海外取引においては、貿易上の諸条件等に基づき、収益を認識しております。

⑧重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段 …… 為替予約
ヘッジ対象 …… 外貨建営業債権
- b. ヘッジ手段 …… 金利スワップ
ヘッジ対象 …… 借入金

(ハ)ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし為替予約取引については、輸出入実績に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

⑨のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却を行っております。

⑩その他連結計算書類作成のための重要な事項

・グループ通算制度を適用しております。

・法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額	
減損損失	- 千円
有形固定資産及び無形固定資産の合計額	3,551,425 千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を計上すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しており、回収可能価額は正味売却価額により測定しています。

②主要な仮定

正味売却価額は、会社が利用する外部の専門家である不動産鑑定士の評価等に基づいており、土地の標準価格、個別格差率等及び建物の再調達原価、経済的耐用年数等の仮定が含まれています。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

回収可能価額の見積りにおける仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降に影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額	
繰延税金資産(純額)	47,122千円
(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報	

①算出方法

当連結会計年度末において、将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に定める要件に基づいて企業の種類を判断し、当該分類に応じて、将来の税金負担額を軽減する効果があると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額は、経営環境等の外部要因に関する情報、売上高や原材料市況の動向を主要な仮定として策定された事業計画を基礎に見積もっております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りにおいては、当社グループの主力事業の一つであるプロジェクト用反射鏡が、プ

プロジェクターの固体光源化、フラットパネルディスプレイの価格低下によるプロジェクター需要の頭打ちの影響を受ける中で、プロジェクター市場の変化に対応した製品の開発及び生産・供給計画の編成等並びに並立する事業の柱として次世代自動車向け部品、5G通信インフラ機器向け部品等の新規領域を立ち上げていく過程にある中においては、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、これらの将来の不確実な経済条件の変動などによって大きく影響を受ける場合には、繰延税金資産の回収可能性が変動することにより翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 8,812,803千円
- (2) 圧縮記帳 …………… 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物及び構築物 253,736千円、機械装置及び運搬具 1,344,479千円、工具器具備品 66,040千円、計 1,664,256千円であります。
- (3) 担保に供している資産 ……
- | | |
|-----|-------------|
| 建 物 | 657,816千円 |
| 土 地 | 768,480千円 |
| 計 | 1,426,297千円 |

(上記に対応する債務)

短期借入金	820,000千円
1年内返済予定長期借入金	639,715千円
長期借入金	2,951,242千円
計	4,410,957千円

(4) 財務制限条項

前連結会計年度末において、財務制限条項が付された借入金のうち 609,096千円について、連結及び単体の貸借対照表における純資産の合計金額が基準年度の75%以上を維持する条項に抵触していましたが、2023年3月30日付けの変更契約により、基準年度を更新した上で連結の貸借対照表における純資産の合計額が基準年度の90%以上を維持する条項となり、財務制限条項への抵触は解消されております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式…………… 23,305,543株

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金は銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外輸出取引から生じた営業債権の一部が外貨建てであり、こうした外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に、業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、製品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

長期借入金は、設備投資及び運転資金に係る資金調達です。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引と長期借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。先物為替予約取引は、為替予約についてのリスク管理方針に従い、担当部門が実需の範囲内で決裁者の承認を得て実行しております。先物為替予約取引及び金利スワップ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であり実質的な信用リスクはないものと判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権についてガラス事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての輸出の大半について、取引先との間で定期的な為替の変動に応じた外貨建て注文単価の見直しをしておりますが、売掛債権回収までのタイムラグによる為替変動リスクが残っております。

借入金については、変動金利のものがありますが、日本円TIBOR又は短期プライムレートに連動したものとなっております。

投資有価証券については、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握しております。

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理本部が資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

設備投資の決定では、投資の採算性だけでなく、資金繰りへの影響も考慮しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち15.57%が特定の顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
(1) 投資有価証券 (注2)			
その他有価証券	19,917	19,917	-
資産合計	19,917	19,917	-
(1) 短期借入金	820,000	820,000	-
(2) 長期借入金	4,081,915	4,043,043	△38,872
(3) リース債務	150,352	148,544	△1,807
負債合計	5,052,268	5,011,588	△40,680
デリバティブ取引 (注3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△1,692	△1,692	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、並びに、支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,612

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、マイナスで表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する注記

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが、それぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	19,917	-	-	19,917
資産計	19,917	-	-	19,917
デリバティブ取引	-	1,692	-	1,692
負債計	-	1,692	-	1,692

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
-	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
短期借入金	-	820,000	-	820,000
長期借入金	-	4,043,043	-	4,043,043
リース債務	-	148,544	-	148,544
負債計	-	5,011,588	-	5,011,588

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金・長期借入金及びリース債務

短期借入金・長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,538,944	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,047,619	-	-	-
合計	2,586,563	-	-	-

(注3) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	683,941	628,715	871,175	391,175	339,512	1,167,396
リース債務	65,989	22,371	20,993	17,144	16,769	7,083
合計	749,930	651,087	892,169	408,319	356,282	1,174,479

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	光学事業	照明事業	機能性薄 膜・ ガラス事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	2,275,562	724,148	1,256,127	4,255,838	630,902	4,886,741
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,275,562	724,148	1,256,127	4,255,838	630,902	4,886,741

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(2) 会計方針等に関する事項」「⑦収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	65円89銭
1株当たり当期純利益	9円23銭

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,564,450	流動負債	1,952,890
現金及び預金	1,080,537	支払手形	136,575
受取手形	283,905	買掛金	292,952
売掛金	706,093	短期借入金	620,000
商品及び製品	224,189	1年内返済予定長期借入金	612,011
仕掛品	367,805	リース債務	60,505
原材料及び貯蔵品	114,405	未払金	128,645
前払費用	24,935	未払費用	18,291
短期貸付金	680,750	未払法人税等	23,044
その他	146,825	賞与引当金	25,139
貸倒引当金	△65,000	設備支払手形	6,898
固定資産	3,489,070	その他	28,826
有形固定資産	2,303,579	固定負債	3,353,583
建築物	567,575	長期借入金	3,071,582
構築物	10,901	リース債務	78,365
機械及び装置	377,769	退職給付引当金	201,443
車両運搬具	655	その他	2,192
工具器具備品	25,342	負債合計	5,306,474
土地	703,014	(純資産の部)	
リース資産	119,094	株主資本	1,744,873
建設仮勘定	499,225	資本金	2,495,740
無形固定資産	32,042	資本剰余金	734,225
ソフトウェア	31,428	資本準備金	734,225
電話加入権	614	利益剰余金	△1,484,662
投資その他の資産	1,153,448	その他利益剰余金	△1,484,662
投資有価証券	30,529	繰越利益剰余金	△1,484,662
関係会社株式	949,307	自己株式	△429
関係会社出資金	13,635	評価・換算差額等	2,173
出資金	50,310	その他有価証券評価差額金	2,173
保険積立金	48,707	純資産合計	1,747,046
繰延税金資産	32,695	負債・純資産合計	7,053,520
その他	28,263		
資産合計	7,053,520		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
高 上 原 価	4,581,739
上 原 価	3,457,060
総 利 益	1,124,678
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,113,735
営 業 利 益	10,942
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	13,522
受 取 配 当 金	2,643
為 替 差 益	30,604
受 取 保 険 料	1,147
助 成 金 収 入	5,399
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	145,000
そ の 他	12,022
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	50,915
そ の 他	12,056
経 常 利 益	158,309
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	39,301
国 庫 補 助 金 受 贈 益	11,191
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	540
固 定 資 産 圧 縮 損	7,435
税 引 前 当 期 純 利 益	200,826
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△13,429
法 人 税 等 調 整 額	△33,567
当 期 純 利 益	247,823

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,495,740	734,225	734,225	△1,732,486	△1,732,486	△429	1,497,050
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				247,823	247,823		247,823
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						0	0
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	247,823	247,823	0	247,823
当 期 末 残 高	2,495,740	734,225	734,225	△1,484,662	△1,484,662	△429	1,744,873

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,102	6,102	1,503,152
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			247,823
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△3,929	△3,929	△3,929
当 期 変 動 額 合 計	△3,929	△3,929	243,894
当 期 末 残 高	2,173	2,173	1,747,046

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び …… 移動平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～35年

機械及び装置 3～9年

無形固定資産 …… 定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費 …… 支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生している額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に、プロジェクター用反射鏡・フライアイレンズ、自動車用ヘッドレンズ・フォグレンズ、ガラス容器への加飾蒸着・高耐久性銀ミラー、フリット（ガラス粉末）、医療向けガラス製品・洗濯機用ドアガラスなどの製造販売を行っております。当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品を引き渡した時点において支配が顧客へ移転して履行義務が充足されると判断し、当時点において収益を認識しております。

なお、一部の国内向け販売において「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）の適用指針第98項の要件を満たすものについては出荷時点において収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件に基づき概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートを控除した金額で測定しております。また、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で測定しております。

また、海外取引においては、貿易上の諸条件等に基づき、収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段 …… 為替予約
ヘッジ対象 …… 外貨建営業債権
- b. ヘッジ手段 …… 金利スワップ
ヘッジ対象 …… 借入金

(ハ)ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし為替予約取引については、輸取出引実績に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

減損損失	- 千円
有形固定資産及び無形固定資産の合計額	2,335,621 千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を計上すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しており、回収可能価額は正味売却価額により測定しています。

②主要な仮定

正味売却価額は、会社が利用する外部の専門家である不動産鑑定士の評価等に基づいており、土地の標準価格、個別格差率等及び建物の再調達原価、経済的耐用年数等の仮定が含まれていません。

③翌年度の計算書類に与える影響

回収可能価額の見積りにおける仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降に影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産(純額) 32,695千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当事業年度末において、将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に定める要件に基づいて企業の分類を判断し、当該分類に応じて、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額は、経営環境等の外部要因に関する情報、売上高や原材料市況の動向を主要な仮定として策定された事業計画を基礎に見積もっております。

③翌年度の計算書類に与える影響

当該見積りにおいては、当社グループの主力事業の一つであるプロジェクター用反射鏡が、プロジェクターの固体光源化、フラットパネルディスプレイの価格低下によるプロジェクター需要の頭打ちの影響を受ける中で、プロジェクター市場の変化に対応した製品の開発及び生産・

供給計画の編成等並びに並立する事業の柱として次世代自動車向け部品、5G通信インフラ機器向け部品等の新規領域を立ち上げていく過程にある中においては、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、これらの将来の不確実な経済条件の変動などによって大きく影響を受ける場合には、繰延税金資産の回収可能性が変動することにより翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

関係会社株式	949,307千円
関係会社株式評価損	－千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社は、関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、関係会社株式に対する減損処理を行い、実質価額をもって貸借対照表価額としております。

当該実質価額は、発行会社の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した純資産額に対する当社の持分額として算定しております。

なお、関係会社株式について「実質価額が著しく低下したとき」とは、実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合としております。

②主要な仮定

当該見積りの主要な仮定は、将来の事業計画であり、それを基礎として回復可能性の見積りを行っております。

③翌年度の計算書類に与える影響

当事業年度においては、実質価額が著しく低下した関係会社株式は存在しないため関係会社株式評価損の計上は行っておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動等によって当該関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、損失の計上が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引 売上高	200,652千円
当期製品製造原価	1,104,791千円
販売費及び一般管理費	22,406千円
営業取引以外の取引	12,308千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数	
普通株式	29,869株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	7,657千円
棚卸資産評価損	29,448千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	61,359千円
関係会社株式評価損否認	177,481千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	19,799千円
減損損失	87,987千円
減価償却損金算入限度超過額	15,920千円
繰越欠損金	204,508千円
その他	19,159千円
小計	623,322千円
評価性引当額	△589,755千円
差引	33,567千円
繰延税金資産合計	33,567千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	871千円
繰延税金負債合計	871千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新潟岡本硝子株式会社	所有 直接 100%	同社製品の仕入	部品の購入(注1)	950,370	買掛金	161,316
			資金の回収	貸付資金の回収	62,040	短期貸付金	420,750
			貸倒引当金の設定	債務超過に対応した貸倒引当金の当期戻入額	145,000	貸倒引当金	65,000
			利息の受取	利息の受取(注2)	9,088		—
			債務保証 被物上保証	債務保証(注3) 当社の借入金に対する建物の担保提供(注4)	434,662 513,926	— —	— —
	JAPAN 3D DEVICES 株式会社	所有 直接 99.97%	資金の援助	資金の貸付	30,000	短期貸付金	260,000
			利息の受取	利息の受取(注2)	3,219	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれていません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
 2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 3 当社は新潟岡本硝子株式会社の銀行借入に対して債務保証を行っております。
 なお、保証料は受領していません。
 4 新潟岡本硝子株式会社は当社の借入残高513,926千円に対して同社所有の建物を担保提供しております。なお、保証料の支払いはありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 連結注記表の「6. 収益認識に関する注記」の「(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」と同一であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	75円06銭
1株当たり当期純利益	10円65銭

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

岡 本 硝 子 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 狐 塚 利 光

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 林 成 治

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 成 田 雅 義

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡本硝子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

岡本硝子株式会社
取締役会御中

あかり監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 狐塚利光

公認会計士 林成治

公認会計士 成田雅義

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡本硝子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、今後とも継続的な見直しと改善が重要と考えております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

岡本硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 岩本孝宏 ㊟

監査役 野本昌城 ㊟

監査役 北見紀男 ㊟

(注) 監査役野本昌城及び北見紀男の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は、任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 株式数
1	おかもと つよし 岡本 毅 (1955年7月11日生)	1980年4月 警察庁入庁 1995年6月 埼玉県警察本部刑事部長 1995年12月 当社代表取締役社長 1996年1月 台湾岡本硝子股份有限公司董事長を兼務 2001年8月 岡本光学科技股份有限公司董事長を兼務 2011年3月 当社営業本部長 2012年2月 当社商品開発本部長 2019年6月 当社代表取締役会長兼CEO 2020年4月 二光光学株式会社代表取締役社長を兼務 2020年8月 当社代表取締役会長兼社長 2022年6月 当社代表取締役会長兼CEO(現任)	777,575株
2	ほり よし ひろ 堀 義 弘 (1963年4月26日生)	1988年4月 三菱商事株式会社入社 2005年5月 三菱商事株式会社木材建材ユニット素材・製品統括マネージャー 2006年12月 三菱商事建材株式会社木材第一部副部長 2007年5月 三菱商事建材株式会社木材第一部長 2008年5月 三菱商事建材株式会社木材部長 2011年5月 三菱商事建材株式会社木材建材本部副部長 兼経営企画室長 兼木材部長 2013年5月 Asitillas Exportaciones Limitada社長 兼 Forestal Tierra Chilena副社長 2020年7月 三菱商事株式会社タイヤ部部长特命担当 兼国内チーム マネージャー 2021年4月 三菱商事株式会社タイヤ部部长特命担当 兼タイヤ事業マネジメントチーム マネージャー 兼エム・シー・セールスアシスト株式会社取締役営業部長 2022年5月 当社入社 執行役員C00 2022年6月 取締役社長兼C00(現任) 2023年1月 蘇州岡本貿易有限公司董事長を兼務(現任) 岡本光学科技股份有限公司董事長を兼務(現任)	4,700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	で ぐち まさ はる 出 口 雅 晴 (1959年 8 月 14 日生)	1985年 4 月 株式会社日立製作所入社 1992年 9 月 米国ロチェスター大学光学研究科客員研究 員 1996年 8 月 株式会社日立製作所映像情報メディア事業 部主任技師 2001年 8 月 株式会社日立製作所プロジェクター本部オ プトユニット設計部部長 2004年 4 月 株式会社日立製作所プロジェクター本部本 部長 2011年 4 月 日立数字映像（中国）有限公司董事・総経 理 2012年 9 月 日立コンシューマエレクトロニクス株式会 社プロジェクター本部本部長 兼日立数字映 像（中国）有限公司董事・総経理 2013年 7 月 日立マクセル株式会社光エレクトロニクス 事業本部副事業本部長 兼日立数字映像（中 国）有限公司董事・総経理 2015年 4 月 日立マクセル株式会社執行役員光エレクト ロニクス事業本部事業本部長 兼日立数字映 像（中国）有限公司董事・総経理 2016年 4 月 マクセルホールディングス株式会社執行役 員 兼マクセル株式会社取締役光エレクト ロニクス事業本部事業本部長 兼日立数字映像 （中国）有限公司董事・総経理 2019年 4 月 マクセルホールディングス株式会社執行役 員 開発本部、知財イノベーション本部、オ プトニクス事業本部管掌 兼マクセル数字 映像（中国）有限公司董事・総経理 2022年 4 月 当社入社 執行役員経営企画本部長 2022年 6 月 取締役経営企画本部長(現任)	1,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す の 社 式 株 数
4	くす だ ゆき ひさ 楠 田 幸 久 (1955年12月20日生)	1980年4月 日立電子株式会社（現株式会社日立国際電機）入社 1985年11月 日本板硝子株式会社入社 1993年12月 関西学院大学理学博士号取得（学位論文題目『半導体中の固体プラズマ領域に関する研究』） 2003年4月 日本板硝子株式会社情報電子デバイス事業部副事業部長 2010年6月 富士ゼロックス株式会社入社 2017年2月 株式会社VRC入社 2019年1月 当社入社 執行役員商品開発本部長兼要素技術開発本部副本部長 2019年6月 取締役商品開発本部長兼要素技術開発本部副本部長 2019年7月 取締役CTO 事業開発本部長 2021年4月 取締役CTO 2021年10月 取締役CTO 兼ガラス事業本部長 2022年4月 取締役CTO 兼ガラス事業本部長 兼二光光学株式会社代表取締役社長（現任）	20,377株
5	にし がき しん ご 西 垣 慎 吾 (1960年3月22日生)	1978年4月 株式会社関西設備工業入社 1987年4月 大阪岡本硝子株式会社入社 2003年7月 当社営業本部大阪営業部次長 2005年7月 大阪分社大阪営業部長 2007年4月 上級執行役員大阪分社大阪営業部長 2011年7月 上級執行役員大阪分社長 2013年1月 上級執行役員営業本部長 2013年6月 取締役営業本部長 2016年4月 取締役大阪分社長 2019年7月 取締役大阪支社長 2020年6月 常務取締役大阪支社長（現任）	41,370株
6	なか い ひで み 中 井 日出海 (1953年12月6日生)	1978年4月 日本板硝子株式会社入社 1984年8月 ワシントン大学大学院修士課程修了 2008年6月 日本板硝子株式会社退社 2012年4月 弁理士登録 日の出特許&技術コンサルティング事務所代表（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現任）	9,866株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 株式数
7	ゆう き おさむ 結 城 修 (1963年6月22日生)	1982年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 2007年4月 同社AVCネットワーク社山形工場長 2011年11月 厦門松下電子信息有限公司総経理 2016年4月 パナソニック株式会社AVCネットワークス社 モノづくりイノベーション推進総括 兼モノ づくりイノベーション推進室長 2017年4月 パナソニック株式会社コネクティッドソリュ ーションズ社モノづくりプロセス担当上席主 幹、副CMO 兼モノづくりイノベーション推進 室長 兼佐賀工場長 2018年4月 パナソニック株式会社コネクティッドソリュ ーションズ社製造・調達・ロジスティクス担 当上席主幹、副CMO 兼モノづくりイノベーシ ョン推進室長 2019年4月 パナソニック株式会社コネクティッドソリュ ーションズ社常務、CMO 製造・調達・ロジス ティクス担当 兼モノづくりイノベーション 推進室長 兼モバイルソリューション事業部 オペレーション改革担当 2020年3月 パナソニック株式会社コネクティッドソリュ ーションズ社常務、CMO、CQO 製造・調達・ ロジスティクス・品質・環境担当 兼モノづ くりイノベーション推進室長 兼モバイルソ リューション事業部オペレーション改革担当 2020年6月 パナソニック株式会社コネクティッドソリュ ーションズ社常務、CMO、CQO 製造・調達・ ロジスティクス・品質・環境担当 兼モノづ くりイノベーション推進室長 兼モバイルソ リューション事業部オペレーション改革担当 当社社外取締役(現任) 2021年4月 パナソニック株式会社コネクティッドソリュ ーションズ社常務、CMO、CQO 製造・調達・ ロジスティクス・品質・環境担当 兼モノづ くりイノベーションセンター所長 兼マイ ルソリューション事業部オペレーション改革 担当 2022年4月 パナソニックコネクスト株式会社執行役員常務 製造・調達・ロジスティクス担当 兼モノづ くりイノベーション本部長 2023年4月 パナソニックコネクスト株式会社執行役員常務 製造・ロジスティクス担当 兼モノづくりイ ノベーション本部長 兼モバイルソリューシ ョンズ事業部副事業部長(現任)	1,300株

- (注) 1. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年3月31日現在のものであります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の保険者に含まれることとなります。
3. 当社は中井日出海氏及び結城修氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 中井日出海氏及び結城修氏は社外取締役候補者であります。また、両氏は「当社の社外取締役及び社外監査役の独立基準」を満たしており、当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 当社は中井日出海氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 中井日出海氏は、長年にわたりガラスメーカーに在籍し、技術部長、事業部長を歴任され、また、ガラス産業連合会において環境広報部主査を務められました。その後は、日の出特許&技術コンサルティング事務所の代表弁理士及び技術コンサルタントとして活動されております。ガラス業界における幅広い知識、経験及び知的財産に関する知見を当社の経営に生かしていただくために社外取締役として選任をお願いするものであります。中井日出海氏には、技術的な知識、経験及び知見を生かし、当社において、主に中期計画、事業計画、事業運営について技術面から質問、検討、提言する役割を果たしていただくことを期待しております。結城修氏は、長年にわたり電機メーカーに在籍し、工場長、海外会社社長、製造・調達・ロジスティクスを担当する常務などを歴任されております。経営視点でモノづくりを改革されてきた経験を当社の経営に生かしていただくために社外取締役として選任をお願いするものであります。結城修氏には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社において、主に中期計画、事業計画、事業運営について生産管理、販売管理、原価管理の面から質問、検討、提言する役割を果たしていただくことを期待しております。
7. 中井日出海氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年、結城修氏は3年となります。
8. 中井日出海氏及び結城修氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

〈参考〉 スキル・マトリックス

中期事業計画（2023年度-2025年度）の実現に必要な、多様な知見・経験を有する取締役候補者を推薦しております。

	グローバル 経営	財務・金融・ 会計	リスクマネジメント/ ガバナンス	ポートフォリオ マネジメント/ 新規事業開発	オペレーショナルエク セレンス/ サプライチェーンマネ ジメント	マーケティ ング/ 営業
岡本 毅	○	○	○	○	○	○
堀 義弘	○	○	○	○	○	○
出口 雅晴	○			○		
楠田 幸久				○	○	
西垣 慎吾			○	○	○	○
中井 日出海			○	○		
結城 修	○			○	○	

〈参考〉 当社の社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社からの独立性を有すると判断する。

(1) 社外役員本人について

① 当社グループ(※1)の業務執行者(※2)である者。

※1 岡本硝子株式会社及びその子会社をいう。

※2 業務執行取締役、執行役、従業員をいう。

② 過去10年間に於いて当社グループの業務執行者である者。

③ 過去10年内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役、会計参与、監査役であったことがあり、それらの役職への就任の前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者。

④ 当社グループの取引先であって、その直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該取引先が法人等の団体である場合には、その業務執行者)。

・ 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額。

⑤ 当社グループの取引先であって、当社の直前に終了した過去3事業年度のいずれかにお

いて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者(当該取引先が法人等の団体である場合には、その業務執行者)

・当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額。

⑥当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)。また、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、これに該当する者。

※3 その価値の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上であるもの。

⑦当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人に所属する者、又は最近過去3年間に於いて当社グループの監査業務を実際に担当した者。

⑧当社グループから一定額を超える寄附又は助成(※4)を受けている者(当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者)。また、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、これに該当する者。

※4 一定額を超える寄附又は助成とは、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で1,000百万円以上の寄附又は助成を受けることをいう。

⑨当社が借入を行っている主要な金融機関(※5)又はその親会社若しくは子会社の業務執行者。また、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、これに該当する者。

※5 直近事業年度における全借入金額が当社の連結総資産金額の2%を超える借入先をいう。

⑩実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主(当該株主が、法人等の団体である場合には、その業務執行者、又は最近過去5年間に於いてその業務執行者であった者。)

⑪他の企業との関わりにおいて、相互に役員を派遣するなど当社の業務執行取締役と重大な関係があるもの。また、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、これに該当する者。

(2) 社外役員の近親者(配偶者及び二親等以内の親族)について

①当社グループの業務執行者である者。

②過去5年間に於いて当社グループの経営幹部(※6)であった者。

※6 業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の幹部従業員をいう。

③当社グループの取引先であって、その直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該取引先が法人等の団体である場合には、その経営幹部)。

・当該取引先その事業年度の連結売上高の1%を超える金額。

④当社グループの取引先であって、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者(当該取引先が法人等の団体である場合には、その経営幹部)

・当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額。

⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※7)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属するパートナー、経営幹部)。また、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、これに該当する者。

※7 その価値の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上であるもの。

⑥当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人に所属する者、又は最近過去3年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。

⑦当社グループから一定額を超える寄附又は助成を受けている者(※8) (当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の経営幹部)。また、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、これに該当する者。

※8 一定額を超える寄附又は助成とは、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で1,000百万円以上の寄附又は助成を受けることをいう。

⑧当社が借入を行っている主要な金融機関(※9)又はその親会社の業務執行取締役、執行役、執行役員。

※9 直近事業年度における全借入金額が当社の連結総資産金額の2%を超える借入先をいう。

⑨実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主(当該株主が、法人等の団体である場合には、その経営幹部)。

第2号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は、任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	いわもと たかひろ 岩本 孝宏 (1959年1月8日生)	1981年4月 東武信用金庫（現東京東信用金庫）入庫 2002年6月 同金庫お花茶屋支店長 2008年4月 同金庫審査部長 2011年10月 同金庫常勤理事資金国際部長 2014年6月 同金庫常勤理事経営企画室担当 2016年6月 同金庫常勤理事資金国際本部担当 2018年6月 同金庫常勤理事管理本部長 2019年7月 当社入社 執行役員財務経理本部長 2020年6月 取締役CFO 財務経理本部長 2021年6月 当社常勤監査役（現任）	9,749株
2	の もと まさ き 野本 昌城 (1951年10月24日生)	1984年4月 検事任官 2002年4月 法務省大臣官房租税訟務課長 2004年4月 東京地方検察庁刑事部副部長 2005年4月 仙台地方検察庁公判部長 2006年4月 東京地方検察庁公安部副部長 2007年4月 公安調査庁総務課長 2010年4月 東京高等検察庁公安部 2010年9月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2010年10月 野本法律会計事務所代表（現任） 2015年6月 大林道路株式会社社外監査役 2015年6月 当社社外監査役（現任） 2015年11月 医療法人社団博栄会理事（現任） 2016年5月 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役（現任）	7,982株
3	きた み のり お 北見 紀男 (1955年6月25日生)	1979年4月 中小企業金融公庫（現日本政策金融公庫中 小事業）入庫 2011年3月 日本政策金融公庫中小事業審査管理部長 2013年6月 経営戦略研究所入所 2015年4月 経営戦略研究所理事 2021年6月 当社社外監査役（現任） 2022年5月 経営戦略研究所参与（現任）	1,200株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野本昌城氏及び北見紀男氏は社外監査役候補者であります。
3. 野本昌城氏は、検察官、弁護士としての豊富な経験を有しており、その高度な専門性と幅広い見識を当社の監査に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して

おります。

4. 北見紀男氏は、長年にわたり金融機関に在籍され、またその後も経営コンサルタントとして活動されており、経営に関する幅広い知識及び経験を当社の監査に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 野本昌城氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、8年であります。
6. 北見紀男氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、2年であります。
7. 野本昌城氏及び北見紀男氏は「当社の社外取締役及び社外監査役の独立基準」を満たしており、当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
8. 当社は野本昌城氏及び北見紀男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は、監査役候補者岩本孝宏氏、野本昌城氏及び北見紀男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。本総会において監査役候補者岩本孝宏氏、野本昌城氏及び北見紀男氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
10. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の保険者に含まれることとなります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2007年6月27日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、2008年6月28日開催の当社第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上でその内容を一部修正し、その後も更新して本株主総会の終結時までこれを継続しております（以下これを「本プラン」といいます。）。

その後も、当社取締役会（以下「取締役会」といいます。）は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして本プランについて検討を行ってまいりました。その結果、本年もこれを同一内容で継続することとし、これにつき株主の皆様のご承認をいただくとするものであります。

1. 提案の理由

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、「事業報告」6.(3)に記載のとおりであります。この基本方針に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（本プラン）を継続するものであります。

2. 提案の内容

(1) 本プランに基づく対抗措置の発動

次のア若しくはイに該当する行為又はこれらに類似する行為（ただし、取締役会があらかじめ承認したものを除きます。次の(2)以降で「大量買付」といいます。）がなされ又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

ア 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。）について保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。以下同じとします。）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。）が20%以上となる買付

イ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下イにおいて同じとします。）について公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株

券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求等

ア 大量買付を行う買付者(以下「大量買付者」といいます。)には、その実行に先立ち、当社に対して大量買付者の買付内容の検討のために必要な情報及び大量買付者が大量買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

具体的には、買付説明書には以下の事項を記載していただきます。

(ア)大量買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的及び事業の内容並びに大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要

(イ)大量買付行為の概要(目的となる株券等の種類及び数並びに大量買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡又は重要提案行為等を行うこと等の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

(ウ)大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び買付説明書提出後60日間における大量買付者の当社の株券等の保有状況

(エ)下記に述べる買付ルールを遵守する旨の誓約

イ 大量買付者には、上記の買付説明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断及び取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大量買付情報」といいます。)を提供していただきます。

ウ 取締役会は上記の買付説明書受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリストを上記ア(ア)の国内連絡先宛に発送しますので、大量買付者には、取締役会に対して、かかるリストに従って十分な情報を提供していただきます。

提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として上記リストの一部に含まれるものとします。

(ア)大量買付者に関する事項

大量買付者及びそのグループ(大量買付者の大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)、共同保有者、特別関係者及び大量買付者がファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、経歴又は沿革、会社又は団体の目的、事業内容、資本金の

額、発行済株式の総数、役員等の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況等及び直近2事業年度の財務状態及び経営成績その他の経理の状況並びに過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反の有無及びその内容を含みます。)

(イ)大量買付行為の具体的内容

- ① 大量買付行為の目的（買付説明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の後に当社の株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。）
- ② 大量買付行為の買付対価の内容（現金の場合は金額及び通貨の種類（円貨以外の場合は金額算定に使用した換算レートを含みます。）、現金以外の場合には、種類、数、価額、内容等（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の発行者の状況並びに当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額）を記載していただきます。）、買付価格の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を具体的に記載し、当該買付価格が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ③ 大量買付行為に際しての、第三者との間における意思疎通（買付説明書提出日以後に当社の株券等の買付を共同して行う旨の契約その他の合意又は取決めを含みます。）が存する場合には、その相手方及び内容
- ④ 大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する借入契約、担保契約、売り戻し契約、売買の予約その他第三者との間の重要な契約又は取決め（以下「担保契約」といいます。）がある場合には、その契約の

種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- ⑥ 大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画、組織再編成、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑧ 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由、長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪ 大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、地域社会等の利害関係者の処遇方針
- ⑫ 大量買付者が当社及び当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、大量買付行為の完了後におけるわが国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ⑬ その他取締役会が必要と認めた事項

上記のリストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断及び取締役会の評価、検討等のためには不十分であると取締役会が客観的に判断する場合には、取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提出していただきます。

なお、買付説明書が提出された事実及び大量買付者から提出された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

また、取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかに株主の皆様公表いたします。

(3) 買付内容の検討、大量買付者との交渉

ア 取締役会による検討作業

取締役会は、大量買付者に対して情報提供完了通知を行った後、取締役会による大量買付情報の評価・検討、大量買付行為に関する意見形成、代替案の作成等を行います。また、取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取します。

そのための期間として、当該大量買付行為の内容に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。大量買付者は、この取締役会評価期間が経過した後のみ、大量買付行為を開始できるものとします。

(ア)対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には60日

(イ)その他の大量買付行為の場合には90日

また、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付内容を改善するために、取締役会は、必要に応じ、直接又は間接に大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、取締役会は、取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付行為に関する取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、最長30日間（ただし、初日不算入とします。）の範囲内で、取締役会評価期間を延長することができるものとします。取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及びその期間が必要とされる理由について、直ちに株主の皆様公表します。

イ 情報開示

取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の買付内容、大量買付者の買付内容に対する取締役会の意見、取締役会から提示した代

替案の概要その他取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(4) 取締役会における判断

ア 取締役会が本プランを発動する場合の条件

(ア) 大量買付者が買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

大量買付者が上記(2)及び(3)に定める手続き等（以下「買付ルール」といいます。）に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買付行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(5)をご参照ください。）を講じることができるものとします。

(イ) 大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付情報及びそれに対する取締役会の意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、次のとおり当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(5)をご参照ください。）を講じることがあります。

① 次に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

- (a) 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような場合
- (c) 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合

④ 必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合

⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付である場合

(5) 対抗措置の内容

取締役会は、上記において講じることができることとされる対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします（割り当てられる新株予約権の概要については別紙1をご参照ください。）。

(6) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

ア 特別委員会の設置

買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。なお、特別委員会の委員につきましては別紙2に記載の3氏を予定しております。

イ 対抗措置発動の手続

取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

なお、取締役会は、特別委員会に対する上記諮問の他、大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

ウ 発動した対抗措置の中止又は撤回

取締役会が上記イ記載の手續に従って対抗措置を発動した場合であっても、大量買付者が大量買付行為を中止若しくは撤回した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

エ 特別委員会に対するその他の諮問

取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して取締役会が代替案を提示する場合、その他取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

なお、取締役会が取締役会評価期間の延長を決議するに当たっては、取締役会は、期間延長及び延長される期間の是非について、あらかじめ特別

委員会に対して諮問するものとし、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、取締役会に対して当該期間延長及び延長される期間の是非について勧告を行います。取締役会は、取締役会評価期間を延長するか否か及び延長される期間の判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとし、

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更についての株主の皆様の意思の尊重

本プランの有効期間は、2024年に開催される当社定時株主総会の終結時までとします。ただし、本プランは、本株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件として導入されるものであり、本株主総会において、本プランについて出席株主の皆様の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本プランは導入されません。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、基本方針に反しない範囲又は会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更若しくは解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上、本プランを変更することがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の場合には変更内容その他取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（i 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、ii 事前開示・株主意思の原則、iii 必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを条件として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必

要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数の同意を得て可決されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、本プランの有効期間は、2024年に開催される当社定時株主総会の終結時までであり、その時点で取締役会は更に本プランを継続するか否かを定めるものとします。また、その有効期間の満了前であっても取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、取締役会における恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防ぐための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。したがって、当社の取締役の定員の状況等も含めて、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）を意図したものではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当ては行われません。したがって、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の

株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記に記載の手續等に従い取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生ずることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

以 上

割り当てられる新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当て

当社取締役会は、下記(1)又は(2)の場合速やかに、下記2.に定める内容の新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを決議し、本新株予約権の割当てのための基準日(以下「割当期日」といいます。)を定めます。

- (1) 大量買付者が出現する可能性のある公開買付けが開始された場合。
- (2) 「株券等買付日」(大量買付者が出現した旨を当社が何らかの方法により公表した最初の日をいいます。以下同じ。)が生じた場合。

ただし、取締役会が、買付提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した後、当該検討の対象となった買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該株券等買付日が生じたものである場合を除きます。

公開買付けが開始されたことにより割当期日が定められた場合において、公開買付期間が延長されたときは、取締役会により、法令で許容される限りにおいて、いったん定められた割当期日が変更される場合があります。また、本新株予約権の無償割当てが行われる前に当該公開買付けが終了し又は撤回され、これにより買取者が出現しなかったときは、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の無償割当ては中止されます。

2. 本新株予約権の主な内容

本新株予約権の主な内容は以下のとおりです。なお、取締役会は、かかる本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことがあります。

(1) 割当対象株主

割当期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主は、その保有する当社普通株式1株(ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。)につき、本新株予約権1個を割り当てられる権利を有するものとします。

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個につき、下記(4)に記載する行使価格を対価として、原則として当社普通株式1株を取得することができるものとします。ただし、取締役会は、本新株予約権の発行決議に際し、授權枠の範囲内で、本新株予約権行使の目的となる当社普通株式の数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができません。

(3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

発行される当社普通株式1株当たり1円とします。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、2ヶ月以内で、本新株予約権の割当て決議において取締役会が定める期間とします。

(6) 本新株予約権の行使条件

下記3.に定めるとおりとします。

(7) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を他に譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

(8) 当社による本新株予約権の取得条項等

当社は、取締役会が別に定める日において、下記3.の行使条件により新株予約権の行使をすることができる者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、株券等買付日が到来していることを条件とします。大量買付者が実質的に保有する本新株予約権は、いかなる場合においても行使できないものとします。当社は、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者に自己が大量買付者ではないこと及び本新株予約権を大量買付者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求めることができるものとします。上記の確認又は資料の提出がなされない場合には、当社は当該本新株予約権の保有者を大量買付者であるとみなすことができます。

本新株予約権を有する者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付者に対して譲渡する旨合意しているときは、当社は、当該新株予約権の実質的な保有者を大量買付者であるとみなすことができます。本新株予約権の割当てを受けた株主が、割当日現在において保有する株式を大量買付者に対して譲渡したとき又は譲渡する旨合意したときは、当社は、当該株式に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき株式について、大量買付者に対する譲渡が合意されたものとみなすことができます。

本プランの規定に違反して譲渡された本新株予約権は、行使することができないものとします。

4. その他の事項

本プランに定める事項のほか、本新株予約権無償割当てに関して法令上必要とされる事項は、取締役会において定めます。

以 上

特別委員会委員候補者の氏名及び略歴

氏名 金田 晃 (かねだ あきら)
 略歴 1963年3月 広島国税局を経て東京国税局管内の各署を歴任
 1987年2月 税理士業を開業
 2006年5月 新潟岡本硝子株式会社監査役(現任)
 2008年7月 税理士法人あゆみ代表社員(現任)

(注)同氏は、2023年6月27日開催予定の新潟岡本硝子株式会社定時株主総会終結の時をもって同社監査役を退任する予定です。

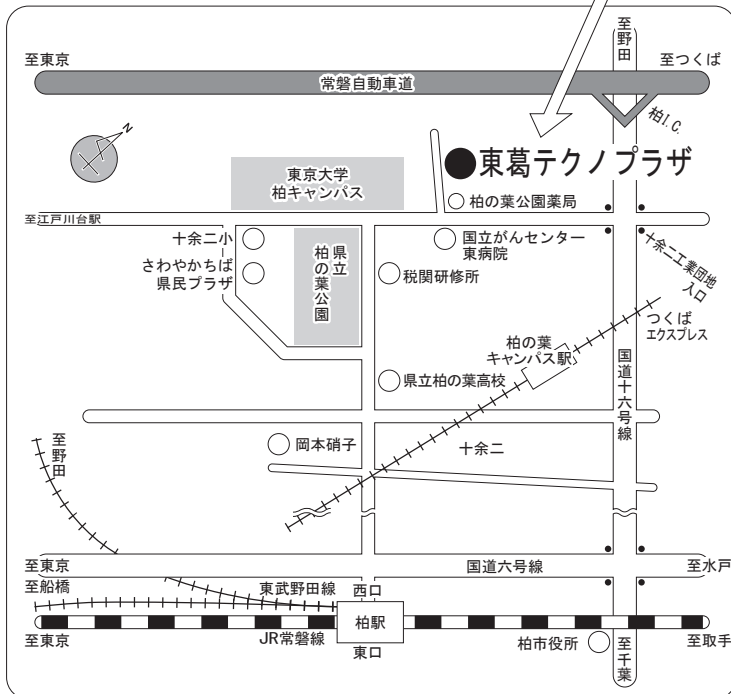
氏名 野本 昌城 (のもと まさき)
 略歴 1984年4月 検事任官
 2002年4月 法務省大臣官房租税訟務課長
 2004年4月 東京地方検察庁刑事部副部長
 2005年4月 仙台地方検察庁公判部長
 2006年4月 東京地方検察庁公安部副部長
 2007年4月 公安調査庁総務課長
 2010年4月 東京高等検察庁公安部
 2010年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
 2010年10月 野本法律会計事務所代表(現任)
 2015年6月 当社社外監査役(現任)
 2015年11月 医療法人社団博栄会理事(現任)
 2016年5月 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役(現任)

氏名 北見 紀男 (きたみ のりお)
 略歴 1979年4月 中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫中小事業)入庫
 2011年3月 日本政策金融公庫中小事業審査管理部長
 2013年6月 経営戦略研究所入所
 2015年4月 経営戦略研究所理事
 2021年6月 当社社外監査役(現任)
 2022年5月 経営戦略研究所参与(現任)

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉県柏市柏の葉5-4-6
東葛テクノプラザ1階多目的ホール
電話 04 (7133) 0139



- 柏駅より当社専用バスご利用の場合
 - ・ JR常磐線、千代田線、東武野田線（東武アーバンパークライン）柏駅下車、西口りそな銀行前に待機の午前9時20分発の当社専用バスをご利用ください。（駅より約25分）
- 路線バスご利用の場合
 - ・ 柏駅西口から東武バス2番乗場より「国立がん研究センター」行の終点で下車（駅より約25分）
 - ・ つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅西口から東武バス「江戸川台駅東口（国立がん研究センター経由）」及び「流山おおたかの森駅東口」行の「国立がん研究センター」で下車（駅より約11分）
 - ・ 東武野田線（東武アーバンパークライン）江戸川台駅東口から東武バス「柏の葉キャンパス駅西口（国立がん研究センター経由）」行の「国立がん研究センター」で下車（駅より約10分）
- ※ いずれの路線も、「国立がん研究センター」で下車後、徒歩約5分です。また、各路線とも便が少ないため、余裕をもってお越しください。
- お車ご利用の場合
 - ・ 国道16号線 十倉二工業団地入口より車で約3分
 - ・ 常磐自動車道柏I.C.より車で約5分